

静岡県告示第780号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成29年静岡県告示第691号により指定した要措置区域の一部について、次のとおり指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 指定を解除する要措置区域
伊東市宇佐美字生戸石3478番8の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シスー1,2-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
- 3 講じられた措置等
詳細調査による土壤の基準適合の確認